

第1編 計画の基本的な考え方

第1章 計画策定の趣旨・位置づけ・方針・計画期間

第1節 計画策定の趣旨

平成18年に改正された教育基本法では、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国に対して、教育の振興に関する施策についての方針など、基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることを義務づけています。これを受けて国では、平成20年に第1期教育振興基本計画を、続いて平成25年に第2期計画、平成30年に第3期計画を策定しました。令和5年6月には第4期となる教育振興基本計画を閣議決定し、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を計画のコンセプトとしています。

また、教育基本法は、地方公共団体に対しても、国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画を策定するよう努めることを求めています。

山形県においては、基本目標を「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」とし、3つの方針、8つのアクション、19の施策を定めた第7次山形県教育振興計画を策定して、令和7年度からおおむね10年間で目指す教育の基本姿勢を示しました。

本町では、平成22年度に今後10年間の教育のあり方を見据え、平成26年度までの5か年間の教育振興計画を策定しました。平成27年度からは、社会や経済の変化、そして国・県の教育施策の動向を踏まえ「第2次大江町教育振興計画」を、令和2年度からは「共生教育」の理念を引き継ぎつつも、人口減少と少子高齢化や核家族化の進行、またグローバル化や情報化社会の進展などに対応した「第3次大江町教育振興計画」を策定しました。

第3次計画が5か年を経過しその計画期間が終了することから、本町の实情に即した本町における教育施策の新たな指針となる「大江町教育プラン（第4次大江町教育振興計画）」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく大江町における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけるものです。また、「大江町総合計画」（令和2年度策定）を上位計画として、教育分野における個別計画との整合を図りながら、本町の今後の進むべき方向性と、その実現のために必要な施策などを明らかにするものです。

第3節 計画策定の方針

「大江町教育プラン（第4次大江町教育振興計画）」は、実施計画や行動計画の指針とするもので、中期的な方向性を示すものです。策定にあたっては、教育施策を取り巻く状況の変化と現状を把握し、取り組むべき課題を整理するとともに、本町の教育の理念を示し、教育振興のための基本的な目標と施策を分野ごとに設定し、その基本目標達成に向けた各種施策を展開していきます。

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、今後の10年間の教育のあり方を見据え、県の教育振興計画の改正内容を町の計画に盛り込めるようにするため、令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間とします。

なお、社会情勢や上位計画の見直し、地域の教育ニーズの変化などに応じて、適宜見直しを行います。

第2章 大江町の教育の理念と基本目標

本計画では、「大江町総合計画」における基本目標に掲げられた3つの柱、「ひと」「暮らし」「しごと」に沿って、次の理念及び基本目標に基づいて本町の教育を推進します。

第3次大江町教育振興計画での理念を継続し、幼少期から高齢期まで、学校教育や社会教育だけでなく、歴史、文化、スポーツ、健康などの様々な分野で、それぞれの年代の町民が共に学び共に生きることで、より充実した人生の自己実現を図り、大江町の良さを生かして新しい時代を生きるための心豊かな人間性を備えたひとづくりを目指します。

また、この理念を実現するために、学校教育における自他が互いに高まり合う共生教育のみならず、人生における全てのステージの生涯学習を通して共生教育を充実させ、人と人とのかかわり合いの中で激動の時代を豊かに生き、21世紀にふさわしい感性と創造性を磨き、自らの可能性を広げていく共生郷育を目指します。

理 念 「自己実現と共生をめざす心豊かなひとづくり」

基本目標 「共生“郷”育の充実と生涯学習の推進」

※ 大江町の共生郷育とは……

大江町では、他者とのかかわり合いの中で、互いの存在価値を認め尊重し合い、その「かかわり」によって互いに高まり合うことを目指しています。この他者とのかかわり合いの中から生まれる「きずな」や「つながり」を大切にすることによって、共に生きることを実感し、新しい考えや判断力、物事を創造する力などが生まれ、生きがいをもって生きることができるようです。(共生教育)

本来、地域におけるスポーツや文化を含む全ての活動は、地域の「タテ」の関係の中で育まれ引き継がれてきましたが、「学校」の発達によって「ヨコ」の関係の活動が中心となり、タテのつながりが薄れてきたといわれています。

そこでこれまでの「共生教育」を町(故郷)の教育資源を活かしながら、学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動をさらに進め、「タテ」「ヨコ」「ナナメ」を含めた良質なコミュニケーションの関係の中で、まちづくりを担う人材の育成に取り組むことが「共生郷育」です。将来にわたって持続的で、社会全体が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングが育まれる「共生郷育」を目指します。

第3章 分野別目標

第1節 生きる力・未来を切り拓く力を育む学校教育の推進

～子どもたちの自己実現のために～

変化の激しい社会において、少子化・人口減少・高度情報技術の普及・グローバル化などの様々な課題に対応していく必要があります。そのような社会を子どもたちは生き抜き、生きがいを感じながら自分の生活を豊かにしていかなければいけません。そのために、社会的に自立し、多様な人々と協働し、新たな価値を創造するための資質・能力を身につけた児童生徒の育成を推進します。学校教育において、これまで推進してきた共生教育を町（故郷）の教育資源を活かしながら、町全体で教育活動を充実させていく『共生“郷”育』を行い、小・中学校を地域と共に歩む学校とする他、「自己実現」により幸せに生きるため、「生きる力」と「未来を切り拓く力」を育てていきます。

第2節 つながりを育み、生きがいや学びを深める社会教育の推進

～毎日を生き活きと暮らすために～

人生100年といわれる現代において、生涯学習の基盤を整備することは、町民一人一人の自己実現に寄与するだけでなく、地域社会全体にとっても有意義なものとなります。そのため町民みんなが、生涯学習を通じて人とのつながりを育み、毎日を生き活きと暮らせるよう、生きがいや学びを深める共生教育を推進していきます。また、地域社会全体で青少年及び青年の多様な体験を支援することで、子どもたちの豊かな成長を支えるとともに、次代の担い手の育成（「郷育」）を目指します。さらに、芸術文化への関心を喚起する事業を進めるとともに、魅力ある芸術文化活動にふれる機会を設け、町民の芸術文化に対する意識の向上に努めます。

第3節 ふるさとの文化に親しみ、郷土への誇りと愛着を育む教育・文化活動の推進

～香り高い文化の息づく風土のために～

町内には、特色のある民俗芸能や伝統行事、歴史的な文化財が数多く残っています。これら先人が残してきた伝統や文化財を、郷土の誇りとして後世に伝えていくことが必要です。

文化財や民俗芸能などの保護を進め、これらに親しみ、学び、ふれあう活動を通して、香り高い文化の息づく風土づくりを推進します。また、観光分野との連携などによる、まちづくりへの活用にも努めます。

第4節 健やかな体と豊かな心を育む教育・スポーツ活動の推進 ～健康と生きがいをづくりのために～

スポーツには競技力向上だけでなく、体力づくりや健康増進、地域コミュニティの場づくりとして、町民の関心とニーズが高まっています。この要望に応えるために、町民の生涯にわたる興味・関心・適正等に配慮し、いつでも・だれでも・どこでも体を動かすことが可能なスポーツ環境の整備を推進し、健康と生きがいをづくりの創出に努めます。

また、競技やライフスタイルの多様化による、成年スポーツ団体の会員減少や会員の高齢化に対する支援と、活動の地域展開への対応など、青少年スポーツのあり方について検討及び支援を進めます。